

宇情審答申第26号

平成27年11月19日

宇治市教育委員会

教育長 石田 肇 様

宇治市情報公開審査会

会 長 毛 利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年9月9日付け、27宇教支支第332号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部）に係る異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

異議申立人が主張する公文書非公開決定は存在しない。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成27年6月5日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、宇治市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 異議申立人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は本件請求に該当する公文書を「〇〇A第1号に関する受理文書」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び異議申立人への通知

平成27年6月19日、本件文書に記録されているものの一部が条例第6条第2号の規定に該当するとして、条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 異議の申立て

平成27年7月10日、異議申立人は、「〇〇A第1号に関する起案文」について公開決定等がされていないため、条例第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなし、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 異議申立ての趣旨

条例第12条第3項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立人の主張

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部の公開請求を行ったが、「〇〇A第1号に関する起案文」について公開決定等がされていない。

(2) 〇〇A第1号には、A学校長の公印が押印されている。宇治市立学校文書等管理規程第12条には、「発送文書は、校長の決裁後、すべて公印の押印をしなければならない。」と規定されており、また、宇治市教育委員会公印規則第4条第1項には、「公印の押印を受けようとする者は、公印使用簿に必要事項を記載し、押印を要する文書に決裁済の原議書を添えて、別表に規定する公印の管理者に提示しなければならない。」と規定されている。したがって、公印が押印されているということは、起案文が存在しているはずである。

(3) 条例第9条第2項には、「実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されているが、そのような働きかけは全くなかった。

(4) 起案文が存在しないのであれば、不存在の決定を行うべきである。また、起案文が存在していない正当な理由を明確に説明するべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が公開請求を行った「〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部」に該当する公文書を調査したところ、本件文書のみが該当する公文書であると特定し、本件決定を行った。したがって、異議申立人の「〇〇A第1号に関する起案文」についての公開決定等がされていないという主張は妥当ではない。
- (2) A学校では、〇〇A第1号を施行するに当たっては、起案用紙を用いずに校長の決裁を受けていたため、起案文は存在しない。
- (3) A学校の文書取扱規定を踏まえると、文書により起案し、決裁することができていないことには、課題があると考えている。

第5 当審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 公文書の特定及び非公開決定に対する異議申立てについて

異議申立人は、本件請求に対し〇〇A第1号に関する起案文（以下「起案文」という。）について公開決定等がされていないとして、条例第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなし、その非公開決定に対し、異議を申し立てている。

実施機関は、本件請求に対し該当する公文書について調査を行い、本件文書のみが該当する公文書であると特定し、本件決定を行ったとしている。一方、異議申立人は、起案文について公開決定等がされていないため、公開決定等を求めている。よって、この公文書の特定の適否を判断するに当たり、当審査会は、起案文の存否について調査を行った。

起案文の存否について、実施機関は、〇〇A第1号を施行するに当たっては、起案用紙を用いずに校長の決裁を受けていたため、起案文は存在しない、と主張する。

この点、起案文を作成せずに〇〇A第1号が作成された具体的な経緯等について質疑を行ったところ、実施機関は、〇〇A第1号は関係者聞き取り状況という資料を基に作成しており、双方の文書とも、その主たる作成者は学校長自身であるとのことであった。〇〇A第1号は学校長が作成し、教頭への回議を経て、学校長自らが起案用紙を用いずに決裁を行ったとのことであった。また、関係者聞き取り状況は会議を重ねる中で随時資料のデータを上書きしており、中途の資料のデータは存在しないとのことであった。規則上起案文書を作成すべきであるにもかかわらず、作成していないという点において問題があるものの、起案文は存在しないとする実施機関の主張に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情も見出し難い、との結論に至った。

本件文書は異議申立人が公開を求めている公文書ではないとのことであるが、実施機関が請求内容を広く解釈したことにより、本件文書を本件請求に係る公文書であるとして特定したことは誤っているとまではいえない。

異議申立人は、条例第12条第3項の規定による非公開決定があったものとして異議を申し立てているが、起案文は存在しておらず、本件請求に係る公文書の特定が誤っているとまではいえないことから、異議申立人が主張する非公開決定は存在しないといえる。

2 付言

なお、本件について当審査会として以下の意見を付け加える。

実施機関からA学校における文書取扱規定の提出を受けたが、本規定には、起案文書を收受文書と合わせて適切に保管管理することとされている。また、宇治市立学校文書等管理規程第12条及び宇治市教育委員会公印規則第4条の規定によると、軽易な文書を除き、発送文書には公印を押印することとされ、また、公印を押印する際には、決裁済の原議書（起案文書）を添えることとされている。これらの規定等を踏まえると、〇〇A第1号を作成するに当たり、起案文が作成されていないことは、手続において問題があるといわざるを得ない。本件のようにいじめ事案といった重大な案件については、学校の対応が適切であったのかを事後に検証できるよう、また、真実をつきとめる手がかりとなるようにするためにも規定等に従い文書を作成し、適切に管理することが必要である。

公文書の作成、管理は、行政運営を円滑に継続、実施していくうえで行政内部に対して当然要請されることであるとともに、条例に基づき公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障し、行政活動を市民に説明する責務が全うされるためにも、情報公開制度の根幹にかかわる問題といえる。

本件については、実施機関の公文書の管理体制に不備が認められることから、今後の改善が望まれる。

また、公文書の公開請求に当たっては、請求に対してどのような公文書が存在するのかを説明し、本件のように異議申立人が求めているものが存在しない場合については、存在しないという事実を伝えるだけでなく、存在しないことの理由を十分かつ丁寧に説明することが必要である。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件異議申立ての経過

| 年月日 | 経 過 |
|-------------|----------------------------|
| 平成27年 6月 5日 | 公文書公開請求 |
| 平成27年 6月19日 | 公文書部分公開決定 |
| 平成27年 7月10日 | 公文書非公開決定に対する異議申立て |
| 平成27年 9月 9日 | 情報公開審査会諮問（平成27年度第2回審査会） |
| | 異議申立人から意見書收受（平成27年度第2回審査会） |
| | 異議申立人から意見聴取（平成27年度第2回審査会） |
| | 実施機関から意見書收受（平成27年度第2回審査会） |
| | 実施機関から意見聴取（平成27年度第2回審査会） |
| | 審議（平成27年度第2回審査会） |
| 平成27年10月5日 | 異議申立人から意見聴取（平成27年度第3回審査会） |
| | 審議（平成27年度第3回審査会） |
| 平成27年11月10日 | 審議（平成27年度第4回審査会） |
| 平成27年11月19日 | 答申 |